

議案第 88 号

朝霞市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

朝霞市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年朝霞市条例第 17 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 8 月 31 日提出

朝霞市長 富岡 勝則